

「郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等」の意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：令和３年１月１６日（土）から同年２月１５日（月）まで

提出された意見の件数：５件（うち、個人２件、匿名３件）

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものはありませんでした。

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
1	e-Gov の「受付締切日時」欄の「１５日０時」は「１６日０時」の誤記ではないか。意見公募要領の「５ 意見提出期間」に「１５日まで」と規定されているから。 《匿名》	誤記のため、ご指摘のとおり修正いたします。	e-Gov の当該欄の記載をご指摘のとおり修正済
2	大賛成です。実行してください。 《匿名》	本改正案に賛成の御意見として承ります。	なし
3	土曜配達がなくなるのは、残念です。 《個人》	今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いします。	なし
4	ヤマト運輸や佐川急便は、日本郵便と並んで三大宅配会社である。そこで、僻地離島などで日本郵便の仕事を、ヤマト運輸や佐川急便に委託する制度で合理化とか、３社共同運送の仕組みを法的に明示すべき。 また、郵便法を読んでも、日本郵便が実際に運んでいる小包郵便は、国土交通省所管の「特別積合せ貨物運送」であるので法律として再定義が必要ではないか。 都市部においては高層マンションでは共同配送会社の設立とか法的定義して僻地離島と高層マンションでの合理化が必要だと考える。 《個人》	頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	なし

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
5	できる限り、土曜日配達も維持すべきであるが、やむを得ない事由がある場合のみ、変更できるようにすべきである。この際、経営状況や人材状況を総合的に判断すべきである。 原則３日以内の配達については、維持すべきである。なぜなら、トラックなどの自動車を使った輸送ではなく、(貨物列車による)鉄道輸送に戻せば、速達性や定時輸送が確保され、改正するほど深刻なものではないと考えるからである。 《匿名》	今回の見直しは、社会環境や利用者ニーズの変化に対応し、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を確保するために必要な見直しであると考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。 頂いた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。	なし